

職員の育児休業等に関する規則

〔平成 22 年 6 月 3 日〕
規 則 第 3 号

改正 令和 2 年 3 月 31 日規則第 8 号

職員の育児休業等に関する規則（平成 7 年北但行政事務組合規則第 13 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、職員の育児休業に関する条例（平成 22 年北但行政事務組合条例第 1 号）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第 2 条 職員の育児休業等に関しては、豊岡市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 17 年豊岡市規則第 34 号）の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」に、様式第 1 号中「豊岡市職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 5 号又は第 10 条第 6 号」とあるのは「職員の育児休業等に関する条例」に、様式第 2 号中「豊岡市職員の育児休業等に関する条例」とあるのは「職員の育児に関する条例（平成 22 年北但行政事務組合条例第 1 号）において準用する豊岡市職員の育児休業等に関する条例」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。
（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）
- 2 期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 18 年北但行政事務組合規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 8 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。